

特記仕様書

本仕様書は、串木野環境センター（以下「環境センター」）が発注する、空調機取替修繕に適用する。
本仕様書に明記されていない事項について疑義が生じた際は、環境センター職員と協議し、その指示に従うこと。

1. 修繕名 環セ修繕第1号 串木野環境センター工場棟1階空調機取替修繕
2. 修繕場所 いちき串木野市 冠岳 地内
3. 修繕期間 契約日から令和6年7月4日まで
4. 修繕内容

(1) 修繕機器設置場所

	室内機	室外機
仮眠室	1階	2階屋上
休憩室	1階	
職員詰所	1階	

(2) 修繕概要

- ①空調機老朽化に伴い工場棟に設置されている3台の空調機を取替える。
- ②冷媒配管は既設を流用する。
- ③ラッキングは一部撤去再利用し、施工によって必要な場合は修繕に含める。
- ④室内機は天井内ボルト支持にて振れ止めを行う。
- ⑤見学者通路の室内機は冷媒配管を止め、機器は残置する。

5. その他事項

- (1) 契約締結後すみやかに担当者で打ち合わせし、準備作業を進めること。
- (2) 作業時間は平日の8時30分から17時までとする。
- (3) 修繕作業時、軽微な修繕が判明した場合は、担当者に報告のうえ指示がある場合修繕すること。
- (4) 修繕完了後は担当者立会のもと、試運転及び完成検査を受けること。
- (5) 修繕前中後、材料検収、試運転検査立会実施状況、その他修繕状況等がわかるように写真を撮影

すること。作業完了後に目視で検査できない工程は写真にて検査が行えるように詳細に撮影すること。修繕作業後は写真を添付した報告書を1部提出すること。

- (6) 本修繕に関する法令、条例及び規則などを遵守し、諸官公署の手続きが必要な場合は、遅滞なく受注者の費用で行うものとする。
- (7) 冷媒配管は既設を流用し、不足分は新設を使用すること。
- (8) 気密試験は、機器メーカー等の試験要領に基づき実施すること。
- (9) 作業の実施においては、フロン排出抑制法その他関係法令を遵守すること。
- (10) 作業において、フロンガスを回収した場合は、再生もしくは破壊するなどを証明する書類を添付すること。
- (11) 電源ブレーカーは事前に位置を確認し担当者立会のもと開放し感電防止対策を講ずること。
- (12) 本修繕で発生した現場発生材については、適正に処分しマニフェスト及び写真を提出すること。
- (13) 本修繕に必要な電力・水に関しては市の負担とする。
- (14) クレーン作業時は担当者とクレーン設置位置、作業時間帯を打ち合わせること。
- (15) 修繕作業は安全に十分気をつけて行うこと。作業中の事故について市は責任を負わない。
- (16) 履行に際し万一施設を破損させた場合は、受注者が責任をもって復旧すること。
- (17) 作業は施設の運転に支障のないように行い、担当者の指示に従うこと。